

○宇和島市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

平成22年9月30日

要綱第42号

改正 平成25年3月15日要綱第9号

平成27年3月1日要綱第8号

平成28年3月17日要綱第15号

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、予算の範囲内において、市長が国の定める社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき本市の区域に存する木造住宅の耐震診断に要する経費に対して交付する補助金に関し定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震診断」とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この要綱において「木造住宅耐震診断事務所」とは、愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録されている建築士事務所をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する住宅を所有する者（ただし、国、地方公共団体又はその機関を除く。）で、当該住宅の耐震診断を木造住宅耐震診断事務所に委託するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）

(2) 構造が次に掲げる工法以外の木造であること。

ア 枠組み壁工法

イ 丸太組工法

ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3号の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のもの

2 木造住宅耐震診断事務所は、前項の委託による耐震診断報告書の作成にあたっては、耐震診断結果について、愛媛県建築物耐震評価委員会の評価を受けなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
補助対象者が木造住宅耐震診断事務所に委託して実施する耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	補助対象経費の総額の2/3以内の額とし、4万円を限度とする。（1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。）

2 補助対象経費の範囲については、社会資本整備総合交付金交付要綱の定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断に着手する前に宇和島市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の適否を決定し、宇和島市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は宇和島市木造住宅耐震診断事業補助金を交付できない旨の通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更・取止め承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更し、又は取止めしようとするときは、あらかじめ宇和島市木造住宅耐震診断

事業変更・取止め承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、宇和島市木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（完了報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに宇和島市木造住宅耐震診断事業完了報告書（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、前条に規定する報告書を提出したときは、宇和島市木造住宅耐震診断事業補助金請求書（様式第7号）により市長へ補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金請求書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、相当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第11条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第12条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取消し、又は変更することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることがある。

- （1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2） この要綱により市長へ提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3） その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（関係書類の保管）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日要綱第9号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月1日要綱第8号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日要綱第15号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。